

東京 23 区対象のアンケート記述欄より

問い：国有地についての具体的な要望について教えてください。

- ・土地を分割して貸与または譲渡してほしい。保育施設の使用を条件とした賃料（減額または免除等）、売却価格の設定。
- ・国有地を保育関係施設として自治体に売却や賃貸する場合、大幅な減額をしていただきたい。
- ・賃貸料を長期に渡って減額するなど、通常市場取引価格より値段を下げてほしい。
- ・区が何に利用するかにより価格を決めてほしい。また、国の施策と区の施策が合致しているのにそれに考慮がなく、単純に地価だけで価格が決まるのには納得しかねる。
- ・賃借料の減額を要望する。
- ・区長会の要望通り。
- ・保育施設整備は緊急性が高いにもかかわらず、国有地の境界が未確定であったり、建物の取り壊しが翌年度予算での実施など、国有地の速やかな活用ができない現状がある。
- ・開設までの事務手続きの簡略化。
- ・平成 27 年度からの子ども・子育て支援事業計画に基づき、保護者のニーズや地域のバランス等を考慮しつつ、適地があれば整備を検討していきます。
- ・保育所用地として活用可能な国有地があれば情報は欲しいが、最低限 2 方向接道など保育所として認可される条件が確認された土地に限ってほしい。
- ・定期借地による活用。

衆議院財務金融委員会 提出資料①

宮本徹事務所実施『東京 23 区国有地の活用アンケート』記述欄より抜粋
2015 年 3 月 31 日 日本共産党 宮本 徹

問い：敷地に十分な広さの園庭が確保できない保育園が増えていることで、新たに生じている課題があれば教えて下さい。

- ・都市公園等に代替園庭が集中していることで、園児が広々と活動できない。プール遊びや運動会用の用地を確保できない。
- ・代替遊技場の公園等を複数の保育園が共用する状況が一部にあるほか、自園でプール遊びができないため、代替場所が必要になる場合があります。
- ・代替の遊技施設である公園や公園までの道のりの安全性。公園内に保育園児の利用に対応した遊具が整備されていない。
- ・代替公園等の利用調整。
- ・近隣の公園等に複数の園の利用が競合する場合があることや、児童を公園まで引率する際に大通りを渡るケースもある。なお、我が区では、27年度から公園内に児童が安全、安心に利用できる（仮称）すくすく広場の整備を計画している。
- ・園庭が確保できない場合は、公園や児童遊園を代替遊技場として位置付けるが、代替遊技場までの往復における園児の安全確保。
- ・同じ代替遊技場で複数の保育園が利用することになり、利用時間などを調整しないとすることが考えられます。
- ・我が区では、認可保育所を整備する際の条件として、園庭の確保を求めている（公園に隣接する場合を除く）。ただし、主に低年齢児を対象とする認証保育所などの認可保育施設では、園庭を必須としていない。そのため、近隣の公園を園庭代わりに使用することとなる。近年子どもの声に対する苦情も多くなっている。公園を園庭代わりに使用する機会が多くなるにつれ、公園の近隣からの子どもの声への苦情も多くなっている。

衆議院財務金融委員会 提出資料②

宮本徹事務所実施『東京 23 区国有地の活用アンケート』記述欄より抜粋

2015年3月31日 日本共産党 宮本 徹